

ハニカムアカデミー 規約

第1条（名称）

本アカデミーは、ハニカムアカデミー（以下単に本アカデミー）と称します。

第2条（所在）

本アカデミーは、岩手県盛岡市大通3-1-6金澤ビル3階に事務所を置きます。但し、レッスン会場はこの限りではありません。

第3条（目的）

本アカデミーは、“東北から新しいエンタテインメントの発信”を理念に掲げ、講師、受講生がお互いに切磋琢磨しながら、技術向上の他、レッスンを通して健全な精神と肉体を育むことを目的とします。

第4条（入会資格）

本アカデミーに入会する者は、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 本アカデミーの目的に賛同する者。
- (2) 対象年齢および条件に該当する者。
- (3) 各種レッスンを受けるに適した健康状態である者。
- (4) 保護者の責任において送迎等が可能な者（未成年者の場合。公共交通機関の利用も含みます）

第5条（入学手続）

- 1 本アカデミーに入会を希望する者は、所定の手続きに従い本アカデミーに申込み、別途定めるレッスン開始日からレッスンを受講することが出来ます。
- 2 所定の金額を入会金として本アカデミーに支払うものとします。
- 3 入会時には以下を支払うものとします。
 - (1) 入会金（分割払可）
 - (2) 月謝 1ヶ月分(翌月から受講の場合。即時受講開始は、当月分の月謝もお支払いいただきます。)
 - (3) (2)に掲げる月途中の受講開始の場合も、月謝の減額等はありません。

第6条（費用）

- 1 費用とは次のものを指します。（各コース共通・すべて税別）
 - (1) 入会金 50,000円
 - (2) 月謝 20,000円
- 2 受講生は本アカデミーが定める会費を、所定の手続きにより支払います。
- 3 入会金には本アカデミーの設備の保守管理料、事務局運営費、事務手数料等の費用が含まれます。
- 4 翌月分の月謝の支払いについては、前月の25日までに本アカデミーが指定する口座へ銀行振込するものとします(振込手数料は受講生の負担です)。

第7条（会費の不返還）

一旦入金した入会金、月謝は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しません(天災等やむを得ぬ事情での閉校も含まれます)。

第8条（会費の滞納）

受講生が会費の納入を怠った場合、本アカデミーは指導を停止、または退学させることがあります。なお、滞納により退学処分を受けた場合でも、退学時までの滞納金の支払義務は消滅しません。

第9条（スケジュール及び休講）

- 1 各コースとも原則として月4回のレッスンとし、4回に満たない場合も、クラス変更、及び入会金・月謝等の返金は出来ないものとします。
- 2 GW・お盆・年末年始は休講とします。
- 3 休講の振替レッスンは、同月の土曜日及び本アカデミーが指定する日で振り替えることで対応します。(上記以外の曜日、または翌月に振り替える場合もあります。)
- 4 やむを得ぬ事情により、定められたスケジュール、時間等を変更または廃止することがあります。

第10条（受講生のモラル）

受講生は次の事項を厳守しなければなりません。

- 1 規律を守り、挨拶・返事を元気よく、お互いに協力し合い励まし合いながら、受講生全員が本アカデミーに親しみ楽しめるよう努めること。
- 2 レッスン内容や講師の指導方法等に関するクレーム等は一切受け付けません。
- 3 レッスン会場及びその周辺での喫煙は禁止とします。
- 4 本アカデミーの目的に沿うよう努めること。
- 5 諸規則を遵守すること。

第11条（保護者のモラル）

受講生の保護者は次の事項を厳守しなければなりません。

- 1 レッスンの見学は可能ですが、講師及び事務局の指示がある場合はこれに従うものとします。
- 2 レッスン内容や講師の指導方法等に関するクレーム等は一切受け付けません。
- 3 レッスン会場及びその周辺は、所定の喫煙所を除き禁煙です。
- 4 本アカデミーの目的に沿うよう努めること。
- 5 諸規則を遵守すること。

第12条（ハニカムワールド等各種発表の機会）

発表会・イベント等における照明・舞台装置等の必要諸経費として、月謝とは別に所定の金額をお支払いいただく場合があります。

第13条（退学）

- 1 本アカデミーが認めた場合を除き、原則として期間中（入学後1年間）の退会は出来ません。
- 2 やむを得ぬ事情で退会する場合は、退会希望前月の15日までに届け出が必要です。

第14条（受講生の変更事項）

受講生は住所、連絡先等、入会申込み手続きの際の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を届け出なければなりません。

第15条（除名）

本規約に違反する等、本アカデミーの受講生としてふさわしくないと認めた者に対し、本アカデミーは講師の意見を聞いた上で除名処分とすることがあります。

第16条（事故の責任）

- 1 受講生は、受講等に当たり、本アカデミーの担当者並びに講師の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して、盗難、傷害等の事故が起こっても、本アカデミー及び運営会社、講師等に対し一切の損害賠償を請求できないものとします。
- 2 施設内での事故やけがに対する補償は、本アカデミーが加入する障害総合保険の範囲とします。

第17条（施設器具の破損）

受講生は活動中に、施設器具等を故意に破損させた場合には、損害賠償の責任を負います。

第18条（細則）

本規則に定めのない事項及び運営上必要な細則は本アカデミーが別に定めます。

第19条（規約の改定）

本規則の改定は本アカデミーが必要に応じ、これを行うことがあります。

附則

平成26年12月16日施行

平成27年11月1日改定

平成30年1月31日改定